

保護者の皆さまへ

文京区教育推進部

児童青少年課長 石川 浩司

(公印省略)

### オミクロン株の特徴を踏まえた今後の濃厚接触者の特定等の取扱いの変更について

日頃より、育成室の運営にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

この度、国及び都より、従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いオミクロン株の特徴を踏まえ、濃厚接触者の特定及びその待機期間等について、取扱いを変更する旨通知がありました。

この通知は、オミクロン株の感染が拡大する中、保健所機能と社会経済活動への影響を最小限に抑えることを目的としたものであり、感染症のリスクが低減したことを意味するものではありません。特に、育成室においては、限られたスペースで長時間にわたる集団生活を送る環境下であり、職員と保護者の皆さまの協力のもと、感染対策を講じていかなければ、感染拡大を避けることは難しく、施設運営の継続にも大きな支障をもたらす可能性がございます。

以下に、今般の取扱いの変更点と感染対策についてお知らせいたしますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1 濃厚接触者の特定及びその待機期間についての取扱いの変更

令和 4 年 7 月 29 日以降、施設の利用者及び職員に感染者が発生した場合であっても、原則として、保健所による調査及びそれに伴う濃厚接触者の特定は実施しないこととします。

ただし、陽性者が複数名発生するなど、施設内において感染が拡大していると考えられる場合には、保健所と協議の上、積極的疫学調査の実施、濃厚接触者の特定を行うとともに、施設の休室や開室時間の短縮等を行う場合があります。

また、濃厚接触者となり、その間に症状が出なかった場合の待機期間が 7 日間から 5 日間に短縮されたことにより、施設の利用を控えていただく期間も 5 日間に短縮いたします。

なお、その場合でも 7 日間が経過するまでは、検温などによる健康状態の確認を継続し、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けてくださいますようお願いいたします。

#### 2 ご家庭での感染対策と健康状態の確認のお願い

これまででもご協力をいただいているところですが、今般の取扱いの変更により、ご家庭でお子さまの健康状態を確認していただくことの重要性がより高くなります。お子さまの発熱の有無、咳や呼吸器症状の有無等をご確認いただき、体調がすぐれないお子さまは、無理をせず施設の利用をお控えいただき、医療機関を受診くださいますようお願いいたします。

また、オミクロン株については、感染速度が速く、特に同一世帯内の同居者の二次感染率が高くなると考えられていますので、ご家族が新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる場合にも、

施設の利用については慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

育成室は、保護者の方の就労等を担保し、社会経済活動を維持するために必要な施設であり、その運営の継続は、お子さまと保育に従事する職員双方が健康でなければ成り立ちません。育成室における新型コロナウイルス感染症への対応は新たな段階に進みますが、保護者の皆さまの協力をいただきながら対策に取り組んでまいりますので、改めてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**【お問い合わせ】**

教育推進部 児童青少年課 児童係

電話：5803-1188 (ダイヤル)